

議案第36号

栗山町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例

栗山町ふるさと応援寄附条例(平成20年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 生活環境に関する事業
- (2) 教育に関する事業
- (3) 医療・保健・福祉に関する事業
- (4) 産業に関する事業
- (5) 都市基盤に関する事業
- (6) 地域経営に関する事業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の栗山町ふるさと応援寄附条例第4条第1項の規定により寄附者が指定した寄附金については、なお従前の例による。

栗山町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>コミュニティーの推進など「みんなが主役のふるさとづくり」事業</u></p> <p>(2) <u>自然環境の保全など「人と自然にやさしいふるさとづくり」事業</u></p> <p>(3) <u>医療・福祉の充実など「安心して暮らせるふるさとづくり」事業</u></p> <p>(4) <u>教育・文化の振興など「人々が輝くふるさとづくり」事業</u></p> <p>(5) <u>産業の振興など「元気で活力あるふるさとづくり」事業</u></p> <p>(6) <u>地域景観の保全など「快適でやすらぐふるさとづくり」事業</u></p>	<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>生活環境に関する事業</u></p> <p>_____</p> <p>(2) <u>教育に関する事業</u></p> <p>_____</p> <p>(3) <u>医療・保健・福祉に関する事業</u></p> <p>_____</p> <p>(4) <u>産業に関する事業</u></p> <p>_____</p> <p>(5) <u>都市基盤に関する事業</u></p> <p>_____</p> <p>(6) <u>地域経営に関する事業</u></p> <p>_____</p>